目次

目次

第1章~第3章 省略

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節~第4節 省略

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第87条―第 90条)

現行

付則

第1条 省略

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
- (1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第14項に規定する地 域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。
- (2)~(6) 省略

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊 重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 省略

第4条~第7条 省略

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条 │ 第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条

第1章~第3章 省略

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節~第4節 省略

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第87条―第 90条)

改正案

第5章 雑則(第91条)

付訓

第1条 省略

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
  - (1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第12項に規定する地 域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。
  - (2)~(6) 省略

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

- 第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊 重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 省略
- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防 止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を 実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービ スを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情 報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならな い。

第4条~第7条 省略

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以 下同じ。) 若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第71条第1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条に おいて同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密 着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をい う。次条及び第44条第6項において同じ。) 若しくは指定地域密着型介護老人 福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地 域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。)の 食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居 者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型 指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用 型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事 業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に 置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当 該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者 (指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症 対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用 型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所 介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、 当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指 定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数に ついて、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若し くは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。

## 2 省略

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定す

例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以 下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第71条第1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条に おいて同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密 着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をい う。次条及び第44条第6項において同じ。) 若しくは指定地域密着型介護老人 福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地 域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。)の 食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第10条第1項に おいて「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又は入所者とともに行う 指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介 護予防認知症対応型通所介護事業所」という。) に置くべき従業者の員数は、 当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス 基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者を いう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共 用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所 において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用 型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護 の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定 地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満た すために必要な数以上とする。

## 2 省略

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定す

るユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)者しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理 者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、 施設等の職務に従事することができるものとする。

2 省略

第11条~第26条 省略

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関

るユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 省略

第11条~第26条 省略

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関

する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(9) 省略

(10) 省略

2 省略

(勤務体制の確保等)

- 第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 省略
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1)~(9) 省略
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 省略
- 2 省略

(勤務体制の確保等)

- 第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 省略
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対 応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動 又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超 えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害される ことを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならな い。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の 発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供 を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介 護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び 訓練を定期的に実施しなければならない。

#### 第29条 省略

(非常災害対策)

第30条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 省略
- 3 省略

(衛生管理等)

- 第31条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、 食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は 衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な</u> 措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対 応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資 すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直 しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### 第29条 省略

(非常災害対策)

- 第30条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に 当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 3 省略
- 4 省略

(衛生管理等)

- 第31条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、 食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は 衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>次の</u> 各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防 及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他 の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うこと ができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結 果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防 及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知 症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための 研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対 応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資 すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 第33条~第37条 省略

# 第38条 省略

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第33条~第37条 省略

(虐待の防止)

- 第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその 再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止の ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことがで きるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護 予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知 症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施 すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第38条 省略

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2~5 省略

2~5 省略

第40条~第43条 省略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第44条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以 下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯 以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予 防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービ ス(登録者(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章に おいて同じ。)を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う 介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供 に当たる者をその利用者(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 が指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第8 2条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章 において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準 条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章にお いて同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に あっては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指 定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次第において同じ。)の 数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(介護予防小規模多 機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護 予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規 定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の 居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定する サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サ テライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定す る本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定 介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同 じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介 護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅

第40条~第43条 省略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第44条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以 下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯 以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予 防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービ ス(登録者(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章に おいて同じ。)を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う 介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供 に当たる者をその利用者(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 が指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第8 2条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章 において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準 条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章にお いて同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に あっては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指 定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次第において同じ。)の 数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(介護予防小規模多 機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護 予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規 定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の 居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定する サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サ テライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定す る本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定 介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同 じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介 護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅 介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

#### 2~5 省略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小指定認知症対応型共同生活介護事業所、指介護職員 規模多機能型居宅介定地域密着型特定施設、指定地域密着型介 護事業所に中欄に掲護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設 げる施設等のいずれ (医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2 かが併設されている項第4号に規定する療養病床を有する診療 場合 所であるものに限る。)又は介護医療院

当該指定介護予防小前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービ看護師又は准規模多機能型居宅介スの事業を行う事業所、指定定期巡回・随看護師護事業所の同一敷地時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症内に中欄に掲げる施対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉設等のいずれかがあ施設又は介護老人保健施設る場合

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅

介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

### 2~5 省略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小指定認知症対応型共同生活介護事業所、指介護職員規模多機能型居宅介定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護事業所に中欄に掲護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、げる施設等のいずれ介護老人保健施設、指定介護療養型医療施かが併設されている設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第場合 2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院

当該指定介護予防小前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービ看護師又は准規模多機能型居宅介スの事業を行う事業所、指定定期巡回・随看護師護事業所の同一敷地時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密内に中欄に掲げる施養型通所介護事業所又は指定認知症対応設等のいずれかがあ型通所介護事業所 る場合

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規

介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

#### 8~13 省略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置か なければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の 管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げ る施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)が、指定夜間対応 型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する 指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指 定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省 令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する 指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅 サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同 じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事 業に係る職務を含む。) 若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日 常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除 く。)に従事することができるものとする。

#### 2 省略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する

模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められると きは、1人以上とすることができる。

## 8~13 省略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置か なければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の 管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げ る施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)が、指定夜間対応 型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する 指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指 定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省 令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する 指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅 サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同 じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事 業に係る職務を含む。) 若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日 常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除 く。)に従事することができるものとする。

#### 2 省略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第3項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する

者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。 第46条~第48条 省略

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

## 第50条~第56条 省略

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項 に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(9) 省略

(10) 省略

2 省略

(定員の遵守)

第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通い サービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型 居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービ スの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一 時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害そ の他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。 第46条~第48条 省略

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第50条~第56条 省略

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項 に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(9) 省略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

<u>(11)</u> 省略

2 省略

(定員の遵守)

- 第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通い サービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型 居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービ スの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一 時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害そ の他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、 地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の

### 第59条~第64条 省略

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から<u>第36条まで、第37条(第4項を除く。)から</u>第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条第1項に規定する運営規程」とあるのは「第57条第1項に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」と読み替えるものとする。

第66条~第70条 省略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対

効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第59条~第64条 省略

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、 第28条の2、第31条から第39条まで(第37条第4項を除く。)の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条第1項に規定する運営規程」とあるのは「第57条第1項に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」と読み替えるものとする。

第66条~第70条 省略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対

応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。)を行わせるために必要な数以上とする。

#### 2~4 省略

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

### 6~8 省略

応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に 規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を 併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認 知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定す る指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業 所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指 定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の 利用者。以下この条及び第74条において同じ。)の数が3又はその端数を増す ごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者 に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除 く。)をいう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上と する。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する 共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の 階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応 を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保さ れていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症 対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深 夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるた めに必要な数以上とすることができる。

#### 2~4 省略

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

## 6~8 省略

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護の

# 9 省略

#### 10 省略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごと に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従 事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規 模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

# 2 省略

第73条 省略

第3節 設備に関する基準

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有 するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情に より指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認 められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができ る。

2~7 省略

第75条~第77条 省略

(身体的拘束等の禁止)

- 第78条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知 症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を 行ってはならない。
- 2 省略
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を

提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)と の密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支 援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める 研修を修了している者を置くことができる。

10 省略

11 省略

(管理者)

- 第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごと に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従 事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規 模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サ テライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活 住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てる ことができる。

3 省略

第73条 省略

第3節 設備に関する基準

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有 するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所にあっては、1又は2)とする。

2~7 省略

第75条~第77条 省略

(身体的拘束等の禁止)

- 第78条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知 症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を 行ってはならない。
- 2 省略

図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上 開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知 徹底を図ること。

#### (2)~(3) 省略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、 指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予 防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する 者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあ ること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

#### (運営規程)

- 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごと に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかな ければならない。
  - (1)~(6) 省略

# (7) 省略

2 省略

(勤務体制の確保等)

- 第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適 切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤 務の体制を定めておかなければならない。
- 2 省略
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置 等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとと もに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図るこ と。

(2)~(3) 省略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1)~(6) 省略
  - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (8) 省略
- 2 省略

(勤務体制の確保等)

- 第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適 切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤 務の体制を定めておかなければならない。
- 2 省略
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知

第82条~第85条 省略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条第1項に規定する運営規程」とあるのは「第80条第1項に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条、第59条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

- 第87条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3~5 省略 第88条~第90条 省略 症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第82条~第85条 省略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条<u>第28条</u> <u>の2</u>、第31条から第34条まで、第36条<u>から第39条まで(第37条第4項及び第39条</u> <u>第5項を除く。)</u>、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症 対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条第1項に規定する運営規程」とあるのは「第80条第1項に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対 応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条、第59条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」とあるのとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

- 第87条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に 掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
  - (1) 外部の者による評価
  - (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

3~5 省略

第88条~第90条 省略

第5章 雑則

### (電磁的記録等)

- 第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。